

入 札 公 告

8.6.18

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び阿賀野市財務規則（平成16年阿賀野市規則第55号。以下「規則」という。）第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 入札に付する概要

(1)	番 号	農委賃貸第1号
(2)	件 名	阿賀野市農業委員会タブレット端末賃貸借及び通信サービス利用業務
(3)	納 入 場 所	阿賀野市 山崎 地内
(4)	履 行 期 間	令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60か月）
(5)	概 要	仕様書のとおり

2 入札参加資格要件

(1)	業 種	令和7・8年度 阿賀野市入札参加資格者名簿の「 賃貸借—リース—コンピュータ機器 」に登録されている者
(2)	地 域 要 件	なし（全国）
(3)	施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること	
	①	申請日から入札日までの間で、新潟県又は阿賀野市から指名停止を受けている者
	②	会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされている者
	③	民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者
	④	自社又は自社の役員等（営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者
(4)	当該入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと（組合及び共同企業体を含む）。	
	【資本関係】	
	①	子会社等と親会社等の関係にある場合〔左記の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同様。〕
	②	親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
	【人的関係】	
	③	一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ※ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。 ※ただし、監査役（会社法第2条第11号の2の規定による）や社外取締役（会社法第2条第15号の規定による）等は除く。
	④	一方の会社等の役員が、他方の会社等において民事再生又は会社更生手続中の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された者）を兼ねている場合
	⑤	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
	【その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合】	
	⑥	組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加資格審査申請書の提出 【入札に参加しようとする者は、必ず提出してください。】

(1)	申請提出期限	令和8年6月11日 午後3時まで（土日、祝日は除く。）	
	提出場所	阿賀野市役所2階 総務部財務課（阿賀野市岡山町10番15号）	
(2)	提出書類	一般競争入札参加申請書	https://www.city.agano.niigata.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/2/10613.html
(3)	参加資格の審査結果通知	参加資格を有しないと決定した者へ、 令和8年6月12日 午後5時までに通知する。	

4 入札に関する事項

(1)	入札方法	制限付一般競争入札
(2)	入札執行日	令和8年6月17日（水） 午前10:00～
	入札執行場所	阿賀野市役所隣 水原保健センター2階 研修室（阿賀野市岡山町10番15号）
(3)	質問締切	令和8年6月11日 午後3時まで
	質問提出先	農業委員会 nogyoinkai@city.agano.niigata.jp （様式不問）
(4)	回答最終日	令和8年6月15日 午後5時までにホームページにて回答します。
(5)	最低制限価格制度	適用しない。
(6)	入札保証金	免除します。
(7)	入札回数	再入札を含め2回とする。 （初度の入札で落札が決定しないときは、直ちに再入札を行います。）

5 入札時提出書類

(1)	入札書	① 入札書は、封かん封印し提出してください。 ② 入札書に記載する金額は、消費税法の課税業者、免税業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 また、入札書には60か月間賃貸借した場合の月額価格（税抜）を記載してください。
(2)	内訳書	入札時に内訳書の提出を義務づけます。なお、以下の条件に該当した場合は無効入札となる場合があります。（任意様式。両面印刷するなど経費削減に努めてください。） ① 入札書の価格と一致しない。 ② 鉛筆書きである。 ③ 社印の押印がない。 ④ 市の仕様書項目を満たしていない。
(3)	入札者を確認する書類	代表者本人が入札するときは、名刺を提出してください。 代理人が入札するときは、委任状を提出してください。

6 契約条件

(1)	契約保証金	免除
(2)	契約書の作成	契約の相手方が決定したときは、規則第130条及び第130条の2に基づき契約書を取り交わすものとする。ただし、賃貸借契約が可能な業者を含めた3者契約を締結する場合は、別様式とします。
(3)	前払金	しない
(4)	中間前払金	しない
(5)	部分払	できる
(6)	支払の条件	賃貸借料は当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。 なお、リース期間中の暦月を単位として当月末日までに請求するものとする。 また、適法な支払請求書を受領した後30日以内に当該金額を乙指定の銀行へ振り込むものとする。
(7)	議会の承認	議会の承認案件でない。
(8)	特記事項	この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17及び阿賀野市長期継続契約を契約することが契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の属する年度(履行開始年度)の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額又は削除があった場合、市は、この契約を変更し、又は解除することができます。この場合において、受注者に損害が発生したときは、市は、受注者に対して損害賠償の責めを負います。この場合における賠償額は、市と受注者が協議して定めるものとしします。

※落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとしします。

7 落札者の決定

(1)	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし、単価契約の場合は端数処理はしないものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
-----	---

8 その他必要事項

(1)	入札参加資格申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
(2)	提出された関係書類は返還しない。
(3)	受注者において下請け発注及び資機材の調達をする場合は、本市産業支援のため、可能な限り市内業者の採用を希望する。

この公告・阿賀野市ホームページ・契約等に関する問い合わせ先

阿賀野市役所（〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号）

総務部 財務課 入札契約係（Tel. 0250-62-2525）